

家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の配置，組の構成等について

昭和62年3月19日総一第63号高等裁判所長
官，家庭裁判所長あて事務総長依命通達

家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補（以下「家庭裁判所調査官等」という。）の配置，組の構成等について下記のとおり定めましたので，これによつてください。

記

1 家庭裁判所は，1人の裁判官のため，1組の家庭裁判所調査官又は家庭裁判所調査官等を配置するものとする。

2 家庭裁判所は，必要があると認めるときは，1の定めにかかわらず，次の措置を採ることができる。

(1) 2人以上の裁判官のため，1組の家庭裁判所調査官若しくは家庭裁判所調査官等を配置し，又は1人の裁判官のため，2組以上の家庭裁判所調査官若しくは家庭裁判所調査官等を配置すること。

(2) 1人又は2人以上の裁判官のため，1人の家庭裁判所調査官を配置すること。

3 組は，3人以上の家庭裁判所調査官又は家庭裁判所調査官等で構成するものとする。ただし，家庭裁判所は，必要があると認めるときは，2人の家庭裁判所調査官又は家庭裁判所調査官等で組を構成することができる。

4 主任家庭裁判所調査官は，1組ごとに1人とする。

5 首席家庭裁判所調査官，次席家庭裁判所調査官及び総括主任家庭裁判所調査官は，特定の組に属さないものとする。ただし，家庭裁判所は，相当と認めるときは，総括主任家庭裁判所調査官を特定の組に属させることができる。この場合においては，その総括主任家庭裁判所調査官が当該組の主任家庭裁判所調査官の職務も併せて行うものとする。

6 家庭裁判所及び家庭裁判所の支部に置くことができる組の数は，最高裁判所事務総長の定めるところによるものとし，組を置くことができると定められた家庭裁判所の支部は，首席家庭裁判所調査官等に関する規則（昭和57年最高裁判所規則第4号）第4条第1項の主任家庭裁判所調査官を置く家庭裁判所の支部に指定されたものとする。

付記

1 この通達は，昭和62年4月1日から実施する。

2 昭和57年6月25日付け最高裁総一第145号事務総長依命通達「家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の配置，組の構成等について」は，昭和62年3月31日限り，廃止する。